

補助金交付申請書

				年	月	日
福山市長様		住所				
		ふりがな				
		名前				
		電話番号		()		
小型浄化槽を設置したいので、福山市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。						
設置場所	福山市					
小型浄化槽	処理能力	人槽				
	浄化槽メーカー・型式					
	工事着手予定日	年 月 日				
	工事完成予定日	年 月 日				
	使用予定人員	人 ただし書き適用の有無 有 ・ 無				
以前の 汚水処理方法	1. くみ取り 2. 単独処理浄化槽 (型式: 人槽:)					
撤去費の 上乗せ補助	有 ・ 無	※整理番号				
宅内配管工事費の 上乗せ補助	有 ・ 無					
建築物	1. 改造 2. 増築					
	1. 専用住宅 2. 併用住宅(店舗・事務所・その他:)					
	居住部分延床面積 m ²			併用部分延床面積 m ²		
浄化槽設置場所 土地所有者	1. 本人 2. 共有(人) 3. その他() (注)所有者が2または3の場合は、申請者以外の所有者の承諾書を添付すること。					
家屋所有者	1. 本人 2. 共有(人) 3. その他() (注)所有者が2または3の場合は、申請者以外の所有者の承諾書を添付すること。					
浄化槽工事業者	商号又は名称			登録又は届出番号		
浄化槽設備士	氏名			免状等番号		
				別紙免状等の写しのとおり		

注・設置工事は補助金交付決定後に着手すること。
・別紙の必要添付書類を確認し添付すること。
・※印欄には、記載しないこと。
・市税の完納証明書の添付をしない場合は、右欄に記名押印または自署をしてください。環境保全課が市税主管部署等に納付状況を確認します。

私の福山市税の納付状況について、市税主管部署等に確認することを同意します。

名前

(記名押印または自署としてください。)

【添付書類】

- (1) 収支予算書
- (2) 確認済証の写し(建築確認を伴うものに限る)
- (3) 審査機関を経過した浄化槽設置届書の写し一式
 - ・誓約書(設置届書に伴うもの)
 - ・法定検査依頼書
 - ・設置する小型浄化槽の構造図
 - ・位置図
 - ・平面図及び配置、配管図
- (4) 見積書の写し
- (5) 浄化槽工事業者との工事請負契約書の写し
- (6) 浄化槽を設置する住宅及び土地の所有者が申請者以外にもいる場合は、所有者の承諾書
- (7) 市税の完納証明書
(市税の納付状況を市税主管部署等に環境保全課が確認することに同意する場合は省略可^{※1})
- (8) 補助金申請をするにあたっての誓約書
- (9) 登録浄化槽管理表(C票)及び登録証
- (10) 小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士免状(証)(昭和63年度以降に取得した者に限る)の写し
- (11) 支払相手方登録依頼書
- (12) 暴力団及び暴力団員等でないことの確認書
- (13) 単独処理浄化槽からの転換の場合は保守点検記録、清掃記録又は法定検査結果の写し、くみ取り便槽からの転換の場合はし尿くみ取り請求・領収書等の写し
- (14) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る上乗せ補助又は宅内配管工事に係る上乗せ補助を受ける場合は、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置が確認できる写真
- (15) 宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、工事前の平面図及び排水経路図
- (16) その他市長が必要と認める書類

※1 納付状況を市税主管部署等に確認することに同意し、市税の完納証明書の添付を省略した場合、市税主管部署等からの回答に1週間程度を要します。工事をお急ぎの場合は御注意ください。

予 算
 収 支 書
 決 算

収 入 の 部

費 目	金 額	付 記
設置費補助金		人槽
撤去費上乗せ補助金		単独処理浄化槽 / くみ取り便槽
宅内配管工事費上乗せ補助金		
自 己 資 金		
合 計	円	

支 出 の 部

費 目	金 額	付 記
浄化槽本体		人槽
基礎埋設工事		
上部スラブ打ち		
撤 去 費		単独処理浄化槽 / くみ取り便槽
汚水配管工事		
他 諸 経 費		
小 計		
消 費 税		
合 計		

誓 約 書

浄化槽補助金を申請するにあたって次の事項について誓約します。

- ① 申請にあたっては、福山市補助金交付規則及び福山市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定の適用を受けることについて同意します。
- ② 小型浄化槽を設置しますが、当申請地区が公共下水道の供用開始となったときは、速やかに公共下水道に接続し、浄化槽を廃止します。
- ③ 浄化槽設置後は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査を実施するとともに、浄化槽法及び関係法令を遵守し、適切な使用と維持管理に努めます。
- ④ 申請物件は自らが居住するために使用し、工事完了後は速やかに居住を開始します。
- ⑤ 申請物件は、別荘、共同住宅、貸家または販売を目的とする住宅として使用はしません。

年 月 日

住 所 _____

名 前 _____
(記名押印または自署としてください。)

福 山 市 長 様

承 諾 書

住 所

名 前

上記の者が、私の所有する福山市 町 番地 の
土地、家屋へ、浄化槽を設置することについて承諾します。

年 月 日

土 地

所有者 住 所

家 屋

名 前

(記名押印または自署としてください。)

電 話 ()

確認欄

確 認 書

年 月 日

福 山 市 長 様

申請者 住 所

名 前

(記名押印または自署としてください。)

電話番号

私は、次に掲げる各号のいずれにも該当しません。

また、必要に応じて広島県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 暴力団(福山市暴力団排除条例〔平成24年3月16日条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第1号の暴力団をいう。)
- 2 暴力団員等(条例第2条第3号の暴力団員等をいう。)